（別紙）　目　録
⑴土地　広島市安佐南区祇園八丁目1245番１
地目　畑
地積　72平方メートル
登記年月日　広島法務局明治24年５月６日
原因　明治24年５月６日付書入証書
登記した権利の内容
債権価格　米３石８斗５升
抵当権者　安佐郡祇園町北下安124番邸
西川孫四郎
⑵土地　広島市安佐南区祇園八丁目1245番２
地目　畑
地積　3.30平方メートル
⑶土地　広島市安佐南区祇園八丁目1247番
地目　宅地
地積　360.33平方メートル
⑵及び⑶の土地の登記年月日、原因、登記した権利の内容は⑴の土地の掲載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６１０号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目12番６号
債務者　株式会社高見王冠
代表者代表取締役　高見　隆之
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　清司
４　破産債権の届出期間　平成22年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７号
兵庫県姫路市広畑区長町１丁目83番地
債務者　日本ラボアテック株式会社
代表者代表取締役　仙頭　武英
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
４　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０号
秋田県横手市横手町字三ノ口20番地の２
債務者　横手観光タクシー株式会社
代表者代表取締役　太田　文雄
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　謙
４　財産状況報告集会の期日　平成22年９月９日午後２時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５３号
秋田県横手市安田字堂山65番地
債務者　太田　文雄
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　謙
４　財産状況報告集会の期日　平成22年９月９日午後３時
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４９６号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目７番５号
債務者　野口　洋子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉　晃平
４　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
山梨県甲州市塩山下於曽1078番地　ツインヒルズＡ―302
債務者　雨宮　栄一
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　謙一
４　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午後３時
６　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８０号
福岡市南区大橋２丁目29番15―702号
債務者　平　　則作
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古江　　賢
４　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後２時15分
６　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８１号
福岡県久留米市国分町1248番地８
債務者　橋口　芳和
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗山扶美香
４　破産債権の届出期間　平成22年６月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８６号
盛岡市大通３丁目７番21号
債務者　前川　　勝
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　　耕
４　破産債権の届出期間　平成22年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月４日午後３時
６　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７９号
京都市北区上賀茂荒草町50番地
債務者　小川　勝也
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　玉村　　匡
４　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
新潟県新発田市弓越1315番地52
債務者　樋口　正彦
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　慶貴
４　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３４４号
北海道苫小牧市春日町３丁目５番15号　ブリテッシュ喜多Ｂ205
債務者　安藤　麗子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高　正人
４　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部